オークション導入の問題点・検討項目（発表資料）
シンポジウム「電波オークション制度の具体像 ～是非の議論ではなく、設計の議論を～」
慶應義塾大学 SFC 研究所プラットフォームデザイン･ラボ

2011 年 1 月 31 日

鬼木　甫
（株）情報経済研究所
大阪大学・大阪学院大学名誉教授

～第 1 部　周波数オークションについて～

I.　諸外国における電波オークション

A.　オークション実施国と未実施国

OECD 加盟 30 国のうち 25 国が実施

大国で未実施は日本のみ

同非加盟国（170 国程度）のうち 23 国が実施

うちアジアでは韓国（検討中）、台湾、インド等計 9 国

未実施の大国： 中国、ロシア、アラブ（除バーレーン）・アフリカ諸国など

オークション実施後に旧制度に逆戻りした国： 皆無

＜図 I.A1.　海外諸国における電波オークション導入の状況＞

B.　電波オークションの落札額： 1994 ～ 2010

1.　概要

1980 年代末以降世界各国で計 200 回近く実施

1994 年以降携帯電話・無線インターネット用オークションのうち落札額公表分を 67 ケースとして集約

＜図 I.B1.　海外における電波オークションの実施状況（1994 年～）＞

2.　人口 1 人 1MHz 当たりの落札単価

単純平均： 0.434 米ドル／人・MHz

＜図 I.B2.　人口 1 人 1MHz 当たり単価グラフ＞

3.　年間 GDP 当たり 1MHz 当たりの落札単価

単純平均： 19.256（1／（百万）年）

＝1.5 分間の所得（1 年＝24 時間×365 日として）

＜図 I.B3.　各国所得比単価グラフ＞

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

4.　年間（移動通信）事業者収入当たり 1MHz 当たりの落札単価

単純平均：　2.5（(1/千）年）

＝0.44 日分の収入（1 年＝180 営業日として）

＜図 I.B4.　1MHz 当たりの事業者収入比単価グラフ＞

C.　日本における落札額の推定：

周波数帯幅 60MHz について上記単純平均から計算：

5,560 億円　（GDP 当たり落札額から）

8,200 億円　（同上、携帯電話目的の場合）

1 兆　100 億円　（事業者収入当たり落札額から）

1 兆 3,000 億円　（同上、携帯電話目的の場合）

II.　電波オークション導入の意義・効果

A.　概要

電波資源の稀少化による歴史的必然

土地資源との対比

電波利用への競争導入と効率化

電波利用産業の成長

国民の福利の向上（経済成長）

電波資源から生ずる所得の公正な配分

電波は国民全体の共有資産

一部既得権者への配分是正

B.　オークション導入のメリット――比較審査との対比

競争導入による長期的メリット

短期的なショック（所得再配分）を受容

＜図 II.B.1.　オークション割当（MM）と政府直接割当（比較審査、CC）の比較――携帯電話の場合＞

C.　電波資源と土地資源

両者の経済的性質、歴史、制度の対比

＜図 II.C.1.　電波資源と土地資源＞

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

D. オークション導入の短期的・長期的効果

凡例：
CC： 政府直接割当、電波代価収受なし
MM： オークション割当、落札価格を政府が収受

1. 短期的所得再配分

結論： オークションの短期的効果は所得の再配分
携帯事業者・関係者の所得減少
社員、株主、メーカー等関係会社
一般国民の所得上昇（減税分）
上記以外のすべて

＜図 II.D.1. 携帯事業者、関係者の収支比較＞

＜図 II.D.2. 政府の収支比較（オークション収入で租税を代替＝減税）＞

＜図 II.D.3. 国民・消費者の収支比較（政府のオークション収入で減税）＞

2. 長期的成長経路

結論： オークションの長期的効果は携帯事業の成長
携帯事業者・関係者の所得増大
短期的・一時的な減少を上回る
競争・新規参入・技術進歩による

＜図 II.D.4. 電波利用事業の長期成長経路の比較＞

3. 数値例

a. オークションの短期的効果

(1) 現在の制度で割当（CC）

＜図 II.D.5. 現在の制度で割当（オークションの短期的効果）＞

(2) オークションで割当（MM）

＜図 II.D.6. オークションで割当（オークションの短期的効果）＞

(3) オークション割当による所得増減（＝(2)－(1)）

＜図 II.D.7. オークション割当による所得増減（オークションの短期的効果）＞

b. オークションの長期的効果の例示――市場のオープン化、競争進展、技術・サービス開発の加速、サービス充実、端末性能増大、事業者・メーカーの実力向上、国際競争力増大など

(1) 現在の制度で割当――市場規模一定（CC）

＜図 II.D.8. 現在の制度で割当――市場規模一定（オークションの長期

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

間接効果）＞

(2) オークション割当制度の導入・継続（MM）——10 年後の想定市場規模（仮説例）

＜図 II.D.9.　オークション割当制度の導入・継続——10 年後の想定市場規模（仮説例）＞

(3) オークション制度導入総効果（短期的効果を含む）——10 年前と比較したときの市場拡大　（＝(2)－(1)）

＜図 II.D.10.　オークション制度導入効果（短期的効果を含む）——10 年前と比較したときの市場拡大＞

III. 電波資源の管理とオークション導入

A. 電波資源の利用にかかる利害関係者

1. 利害関係者

a. 電波利用サービスの消費者

b. 電波資産の「所有者」（＝国民、政府）

c. 電波利用サービスの供給者（＝事業者）

d. 電波利用を前提する機器・設備の生産者（＝メーカー）

e. 電波資源の管理者（＝担当省庁・総務省）

2. 利害関係（C）

a. 1a と 1c は（電波利用に関するかぎり）共通の利害を持つ。

電波の効率的利用、良いサービスを安価に供給・消費することにおいて

b. 1a, 1c と 1b は相反する利害を持つ。

電波資源の利用代価の高低に関して

c. 1a～e は、（電波利用の効率化について）共通の利害を持つ。

技術進歩・効率向上はすべての関係者にとってプラス

d. 1b, 1c と 1e は、1e の省益的側面について相反する利害を持つ。

省益を重視すればその分だけ他関係者の負担が増大する

＜図 III.A.1.　電波利用にかかる利害関係者＞

B. 電波管理の中でのオークションの位置

——オークションの適用箇所

周波数帯の利用者への割当（免許付与）

「更地」状態の周波数帯についてのみ（新規割当）

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

営利目的排他的利用についてのみ

1. 電波利用の基本事項の決定

利用目的

電波資源の所有者

同管理者

2. 電波利用方式の大要の決定（**spectrum allocation**）

a. 利用可能周波数帯の認定

b. 周波数帯域の目的別区分

3. 利用制度の決定（各帯域につき）

a. 利用種別

営利目的、非営利目的

私的利用、公共利用

b. 利用者権利、義務

利用、譲渡、貸与、承継、返却等

c. 免許期間

4. 利用方式の詳細の決定（各帯域につき）

a. 利用目的・方式の決定

- 排他的利用（exclusive use）
- 共同利用（commons）

b. 技術的利用方式・条件の決定

利用時間、出力

変復調方式等技術条件

5. 免許人の決定（**spectrum assignment**）（排他的利用分の各帯域・地域につき）

a. **免許人（等）の決定**

- 比較審査
- 競争入札（auction）

オークション方式細目

6. 利用管理

a. 電波利用の監視

不法電波取締等

b. 利用者義務遂行の監視・強制

電波代価・使用料・管理料の徴収

7. 周波数帯再配分・再利用の実施（**spectrum reallocation, refarming**）

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

＜図 III.B.1.　電波管理の主要内容＞

～第 2 部　周波数オークション導入時の問題点と選択肢～

目次

I.　全体方針・立場
II.　基本事項（電波法規定）
III.　その他事項（政省令規定、行政決定等）
IV.　（参考）電波法改正案――7 条関係

記号凡例

A:　本項目概要を作成する上で基本となっている考え方、前提
F:　事実認識、過去の経過等
M:　複数項目の選択が可能
X：　単一項目のみの選択が可能
XS：選択肢 1 個のみ。合理的な方策として複数の選択肢を挙げることができない
C：　前出項目に関するコメント
S：　本概要作成者の主観に基づく記述
G:　図表による説明

I.　全体方針・立場

A.　前提と共通理解

1.　「電波オークション導入」の直接的な意味（A）

電波法で定める無線局免許申請の審査（電波法 7 条）において複数申請者による競合が存在する場合、現行の「比較審査」に代えて、免許料等を対象とする「オークション（入札）」により免許人を決定すること[1]。

2.　電波オークション導入にともなって検討･変更の対象となる現行制度の範囲（A）

変更範囲を必要最小限にとどめる。現行制度に不合理な点があっても、オークション導入と直接の関連がないかぎり、別件として取り扱う。

「電波の管理」には、オークションの適用対象である免許人の決定のほかに、技術・制度面から多数の規制やルールがある。オークション導入にあたっては、便宜上免許人の決定以外の規制・ルールについて直接に必要がないかぎり現行どおりとすることが望ましい。また「免許人の決定」は、他の規制・ルールから独立して実施することが可能である。**（C）**

[1] 7 条関係の改正案につき、本紙末尾 IV. の「参考」を参照。

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

B. 電波オークション導入目的の明示

1. 選択肢

a. 電波利用の効率化

b. 電波利用産業における競争の進展

c. 新規電波利用事業者の参入促進、退出の円滑化

d. 電波利用のための技術開発の促進

e. 国民の資産としての電波資源の意味を明確化

f. 政府収入の確保・増大

2. 選択肢間の関係

a. 1a は、1b, 1c, 1d の要因であり、またそれらの結果として実現される。

b. 1f は、1e の帰結と考えることができる。

c. 1a～d と 1e, 1f は直接には矛盾しない。しかしオークション方式の設計において競合することがあり得る。

II. 基本事項（電波法規定）

A. 電波オークションを適用する免許の範囲

1. 適用範囲についての原則（**A**）

既発行の免許・再免許には適用しない。

新規免許についてのみ適用

2. 選択肢（**X**）

a. 電波を排他的に利用し、有効期間が定められているすべての免許（電波法 13 条 1 項）

b. 上記 2a のうち、電波を営利目的に利用する場合

c. 上記 2a のうち、電波を利用するサービス供給について何らかの対価を徴収する場合

d. 上記 2c のうち、電波を利用するサービス供給について、個別サービスごとに何らかの対価を徴収する場合

e. 上記 1b と 1c の双方に適合する場合

f. 上記 1b と 1d の双方に適合する場合

3. 適合例

a. 携帯電話： 2a～f すべて

b. NHK： 2a, 2c

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

c. 民放： 2a, 2b

d. タクシー会社、トラック会社等（自家使用、private use）： 2a, 2b

e. 自治体行政無線、防災無線： 2a

4. 非適合例

a. アマチュア無線、WiFi、ISM： 電波を共同利用

b. 航空・船舶無線： 免許期限が設定されていない

c. （中央）政府利用、条約による利用（米軍等）： 免許制下にない

B. オークションによって発行された免許の有効期限と再免許

1. 従来方式（**F**）

有効期限： 原則として 5 年（13 条 1 項）

再免許： 可能（13 条 1 項）。実際は大多数の場合に再免許を認めている。

しかし、電波利用目的が変更された場合の「再免許不発行」の可能性は残されており、これを含みとして電波利用目的の変更のための電波「収用」、他周波数帯への移転措置が（従来は数年以上の期間をかけて緩慢に）おこなわれてきた。

2. 選択肢の例（**X**）

a. 有効期限・再免許発行について従来方式を変更せず、オークション適用は新規免許時のみとする（米国方式、電波の準私有財産化）

b. 有効期限を 15～20 年に延長して当初の新規免許にオークションを適用。期限後の（再）免許発行時にオークション適用の可能性を残す（英国等ヨーロッパ方式）

c. 有効期限を 15～20 年に延長して当初の新規免許にオークションを適用。期限終了 5 年前に再免許あるいは新規免許のためのオークションを適用（末尾 IV の内容）（S）

3. 問題点（**F**）

諸外国では同一利用目的下の再免許、利用目的の変更と新免許の発行等のための条件がオークション適用との関連で不明確のまま残され、決定が先送りされているケースが多い。（参考： 定期借地権制度との比較）

C. オークションによって発行された免許の譲渡・承継

1. 従来方式（**F**）

免許人について相続が発生した場合、および法人免許人による事業全部の譲

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

渡が発生した場合についての免許の承継を認める（20 条 1～3 項）。免許の一般的な譲渡・販売・賃貸等は原則として禁止[2]。

2. 選択肢（XS）

オークション発行免許について、免許条件を満たす範囲内で譲渡、賃貸を認める（電波の二次市場の導入）。

D. 集中・独占規制（XS）

周波数帯割当の集中・独占規制が必要

E. オークション代価支払方式

1. 前提（A）

オークション対象となる免許について、有効期限、再免許の可否と条件、電波利用にかかる技術的条件等があらかじめすべて特定・明示されている必要がある。

2. 選択肢（XS）

a. 一括払オークション

電波利用免許を入手するための（一括払）金額を入札し、落札者は同代価を落札後直ちに支払う。不払の場合は落札次位者に免許資格が与えられる。これまで諸外国で実施されたオークションの大多数が該当する。

方式が簡明で問題を生ずることが少ないが、落札者の負担が大きい。

b. 賃貸料オークション（リ―ス・オークション）

電波利用にかかる毎年の「賃貸料」金額について入札する。落札者が賃貸料支払を怠った場合について、あらかじめ条件と処置が明示されている。賃貸料と明示されないが、一括払オークションについて分納が認められるときは実質上このケースに該当する。諸外国において少数の例がある。不払時の処置が不明確であったため、司法判断が必要になったケースがある（例： 米国の PCS＝2G/C ブロックオークション）。

落札者の負担が軽減されるが、不払時の処置に問題が生じやすい。

c. その他のオークション

事業開始後、収入あるいは利益の一定比率分を納入することを定め、その「比率」の高低によってオークションを実施（例： 台湾の WiMAX オークション）。

[2] ただし MVNO のようなケースは認められている。

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

上記 b. よりもさらに落札者負担が軽減されるが、電波の低効率利用・退蔵を生ずる可能性がある。

F. オークション収入の使途

1. 選択肢（M）

a. 政府一般会計収入に充当

b. オークション免許の対象となる周波数帯の旧利用者等に対する補償に充当

c. オークション実施のための事務費用に充当

d. 電波利用に関する政策予算に充当

2. 米国における例（F）

優先順： 1c, 1b, 1a の順で使用

1b の例： テレビデジタル移行跡地オークション収入の一部をデジタルチューナー用クーポン配付経費に充当

3. 米国以外（F）

政府一般会計収入とするケースが大多数

G. オークション方式の設計方針

収入金額の目標

長期均衡価格を目指す

バブル等不均衡を回避

H. オークションによって発行された免許についての「電波利用料」

1. 従来の電波利用料（F）

a. 形式

無線局種別ごとの「利用料額」を政府が設定して徴収（103 条の 2）

例： 携帯電話加入者： 年 250 円を事業者が代納

b. 実質

(1) 加入者数が多いため、携帯電話加入者・同事業者負担による利用料額が全体の 8 割を占める。

(2) 「電波管理のための行政・事務費用」と「電波資源の利用から生ずる経済的価値すなわち賃貸料（の一部）」が一体化（総務省： 市場価値を考慮した利用料）

c. 米国のケース

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

通信に関する規制料（regulatory fees）： 加入者ごとに年 6 円（有線・無線の双方に適用）

FCC 収入に充当

オークション収入（財務省収入＝国庫収入に充当）と区別されている。

2. 選択肢（XS）

a. 上記 1b(2)のうちの「行政・事務費用」相当分はオークション免許についても存続させ、他方において「賃貸料」相当分は廃止するか、あるいは「電波税」として存続させる。

b. （便法）オークションによる免許について原則廃止し、従来方式による免許については現行方式を継続する。

I. オークションによって発行された免許保有者と従来方式による免許保有者が同一事業で競合する場合における公平競争の担保

1. 問題点（F）

オークションを適用して免許を発行する場合、従来方式による免許を保有する既存事業者と比較して、オークション適用免許のみに依存する新規参入事業者が競争上著しく不利な立場におかれるので、その是正が必要である。

2. 選択肢（XS）

a. オークションにより発行する複数の免許に「新規事業者枠」を設定する、あるいは既存事業者が入札できる免許数に上限を設けるなどの手段によって、新規事業者を有利な立場におく（ハンディキャップ設定方式）。

b. 既存事業者が新規事業者と同一ルール下でオークション対象免許に入札することを認めるが、既存事業者については従来方式により保有している（同一事業目的の）免許についても新規免許と実質上同一金額を支払う義務を課する（イコールフッティング方式）（**S**）。

J. オークションによって発行された免許による電波利用における電波不使用・退蔵等の防止

1. 問題点（F）

従来方式による免許発行においては、申請時に無線局の開設計画等の提示を義務づける（6 条他）ことによって電波の不使用、退蔵等から生ずる社会的損失を防止する方策を採用していた。ただし実際の運用においては、事業者のサービス

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

展開不振などから生ずる電波の不使用が相当期間継続しているケースがある[3]。

2. 選択肢（X）

a. 不必要： 電波の不使用・退蔵は免許保有者にとっても損失を生ずるので、防止策を講じなくとも大きな社会的損失が発生することはない。

b. 必要： 「電波投機」の可能性があり、これを防止することが望ましい。

K. 電波の「転用」とそのための「補償」を実現するための方策の決定

1. 問題点（F）

電波利用効率については現時点で免許保有者ごとに大差がある。電波の効率的利用のためには、低効率利用者から高効率利用者への免許移転が必要である。法律的には免許有効期限到達後の「再免許発行の停止」によって可能だが、実際には既存投資等から生ずる「埋没費用」や従来慣行から生ずる既得権に起因する移転補償の要求（ごね得を含む）のために、円滑な転用が困難である。これを打開する方策が必要。

2. 選択肢（M）

a. 米国方式： 従来方式による免許保有者が、対象電波のオークション収入の一部を取得することを合法化することによって「自発的な（voluntary）免許の返納」を促進する。現在議会でそのための法案を審議中。

b. 英国方式（incentive pricing）： 政府当局の判断により、市場価格に近い「電波使用料」を課し、免許の自発的返納を促進する。

「実効ある使用料水準」の設定が難しい。また電波が「虫喰い状態」で返却されるため、円滑な再利用が妨げられる可能性がある。

c. 電波譲渡のための補償額表明の義務づけ: 従来方式を含めすべての免許保有者に対し、対象電波の譲渡に応ずるための補償額（電波の供給価格）を表明することを義務づけ、補償額に比例する「電波使用料」を設定する。利用周波数帯全体の中で補償額の低い免許について電波を収用・転用する（**S**）[4]。

III. その他事項（政省令規定、行政決定等）

A. オークションによる免許発行の対象となる電波の選定

[3] 最近の例として IP モバイル（自己破産し 15MHz を返上、2007 年）、ウィルコム（30MHz、再建中、2010 年）のケースがある。

[4] Oniki, H., “Toward Designing Economic Mechanism for Spectrum Reallocation---A System with Compulsory Revelation of Supply Prices,” presented at the 18th Biennial Conference of the International Telecommunications Society (ITS), Tokyo, June 2010. <http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/eng/publication/201006a.html>

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

1.　考慮すべき事項（A）

a.　オークション導入に当たっては、事故防止等のため、まず落札額が低水準に留まると予想される周波数帯において実験的に実施し、その後経済価値の高い周波数帯について本格的に実施することが望ましい。

b.　新規免許の発行対象として、近い将来において利用可能となる周波数帯を選ぶ必要がある。

2.　選択肢（1/2）——「実験オークション」目的（M）

a.　現在検討中の「ホワイトスペース」の一部

b.　マルチメディア放送（地域別）対象の周波数帯

3.　選択肢（2/2）——「本格オークション」目的（M）

移動通信用（LTE, 4G 等）に想定されている 700～900MHz 帯

現在検討中の周波数帯利用方式の決定が前提

アナログ放送停止の実現可能性とも関連する。

B.　オークション落札金額に上限を設定するか否か。

1.　選択肢（X）

a.　落札金額は経済価値を表現するので、上限設定は不必要。

b.　電波を利用する事業者の負担を軽減するため、上限の設定が望ましい。

c.　上記 1b における上限に、対象周波数の旧利用者に支払う移転補償金額を設定する。

（注、**S**）電波利用の効率化のためには、新しい利用効率を反映する落札額が旧来の（低）利用効率を反映する補償額を上回る必要がある（この規準を満たさない場合、旧利用者からの電波転用が目的とは逆に電波利用効率の低下という結果を生ずる）。そのため、1c の場合の落札額は常に上限に貼りつき、「複数の落札者」を生ずることになり、「オークション導入」という本来の目的に反する結果になる。

C.　オークション落札金額に下限を設定するか否か。免許申請に競合が生じない場合の支払金額はゼロでよいか。

1.　選択肢（X）

a.　落札金額は経済価値を表現するので、下限設定は不必要。また競合申請が無い場合、電波は（たとえば空気のように）自由財の状態にあるので、ゼロ価格で使用するのが合理的である。

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

b. 偶発的な要因によって極端な低価格落札が生ずることを防止するため、また一定の政府収入を確保するため、落札額下限を設定することが望ましい。

D. オークション実施のための組織と方策・手順の決定

1. 概要（S）

a. 総務省が省令あるいは告示として作成。

b. 作成経過をすべて公開し、パブリックコメントを募集する。コメント、反論もすべて公表し、かつこれを複数回繰り返す。

c. 委員会を設置して検討する場合、利害関係者は意見表明のみにとどめ、票決には参加しないことが望ましい。

2. オークション実施方式（S）

a. 全国すべての地域につき同時に実施。入札（bidding）を多数回繰り返す（multiple simultaneous auction）。入札・落札を急がず、数週間あるいは数ヶ月の入札期間を予定する。

b. 入札額に比例する証拠金のデポジットを要求。落札しないときは返還する。

c. 週1～2回程度のサイクルで入札を実施。入札額については引き上げのみを認め、引き下げは認めない。途中結果は金額のみ公表する。入札額の増加が、あらかじめ定める幅（ゼロを含む）よりも微少になったところで停止する（closing rule）。

d. 入札額の収束を確実にするため、入札参加者には毎回積極的に入札することを義務づける（activity rule）。何もしないで他者の入札を見過ごしたときは失格。

e. 一括払オークションの場合、落札者にはあらかじめ定めた期限内に、現金での全額支払を要求する。支払できない場合は、次位者に権利を移行。

f. 入札途中の談合を厳禁する。違反者は失格し、証拠金を没収する。

g. 参加者の準備のため、入札方式の決定から実際の入札開始まで、相当の期間を置く。

h. 事故（たとえば誤記入、誤計算）に備えて保険加入を義務化する。

3. オークション実施の管理（S）

a. 管理主体：（別途の）入札によりオークション実施を外部に委託する。管理費用はオークション収入で賄う。

b. 管理主体の権限･義務についてあらかじめ明確に定めておく。事故時に備え、損害保険への加入を義務づける。

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

IV. （参考）電波法改正案——7 条関係（S）

A. 条文案：

『電波法第 7 条に続いて下記を加える。

「(競争入札による免許の付与)

第 7 条の 2

1. 総務大臣は、次の各号に該当する無線局免許については、前条による「比較審査」に代え、第 2 項以下の定めるところにしたがい、申請者間の競争入札によって免許を付与することができる。

一、周波数帯を排他的に利用する免許であること

二、1 個の免許に対して複数の申請がなされること

三、以下のうち少なくとも 1 個に該当すること

(1) 申請者が営利法人である

(2) 周波数を営利目的に使用する

(3) 周波数を使用して他者に役務を提供し、役務ごとにその対価を収受する

2. 入札は、公正・公平・透明の原則にしたがって実施する。
3. 入札方式の選定に際しては、落札価格が適正な長期均衡価格に近づくように配慮しなければならない。
4. 本条によって付与した免許の有効期間は第 13 条の規定にかかわらず 15 年とする。
5. 総務省は、前項に定める免許の有効期間（以下「本有効期間」）が 10 年を経過する時点までに本有効期間終了後の周波数利用計画（以下「次期計画」）を定め、次期計画が本条第 1 項の各号に該当する場合は、本有効期間が 12 年を経過する時点までに次期計画による免許付与について本条を適用する。（→ 図 IVA.1）
6. 入札による収入は、以下の各号の順に支出する。

一、入札業務実施費用に充当

二、本条による免許付与の対象となった周波数帯を確保するために支払われた前免許人等に対する補償金に充当

三、国庫収入に充当

7. 本条によって付与された免許は、総務大臣の承認を受けた上で、免許内容を変更することなく他者に譲渡あるいは貸与することができる。
8. 総務大臣は、本条によって免許を受けた者あるいは前項によってその譲渡あるいは貸与を受けた者から前項による譲渡あるいは貸与の申請がなされた場合、これが当初の免許条件をすべて満たす場合には申請を承認しなければならない。

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

9. 本条の施行日以前に付与された免許の再免許については、本条の規定を適用しない。
10. 本条による免許人は、第 103 条の 2 による電波利用料の徴収規定を適用しない。ただし第 27 条の 2 以下に定める特定無線局に付与する包括免許についてはこの限りでない（過渡期の便法）。
11. 本条に関する詳細は総務省令によって定める。

＜付則　　＞　　」　　』

B. 説明

1. 現在の免許付与は、電波法 7 条に基づく「審査」に拠っている。7 条の規定自体は複数の申請者を直接に想定していないが、近年になって申請の競合を抑えることができなくなった（以前は、申請の事前調整による 1 本化を指導していた）ので、免許者の決定に「比較審査」の用語を使うようになっている。本改正案は、その「比較審査部分」だけを「競争入札」で置き換え、またこれに加えて必要最小限の条文内容を変更することを意図している。

2. 第 4、5 項で免許期限を 15 年とし、その 3 年前までに次期免許のオークションを行うことにしている。免許の保有者が事業継続に向けて、あるいは事業不継続・譲渡の場合においても十分に準備できるよう 3 年の期間を設けるものである（→ 図 IV.A.1）。

3. 免許期間が限られているので、落札額の支払は、一括払あるいは年払（15 年間）のどちらを選んでも実質的な差は生じない。ただし年払は、途中不払が生じた場合、免許をどのように処置するかが問題になる。

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/